

令和 6 年度第 3 回福岡市指定管理者の選定に係る公正手続評価委員会 議事録(要旨)

1 開催日時

令和 6 年 12 月 3 日(火) 15 時 30 分から16 時 00 分まで

2 場所

福岡市役所 会議室

3 出席委員(5人)

石森委員

工藤委員

古賀委員

斉藤委員

林田委員

4 事務局

総務企画局人事部組織定数課

5 議事内容

〔議題〕

(1)苦情処理手続について

(2)令和 6 年度選定状況について

6 議事概要

(苦情処理手続について)

事務局から苦情処理手続きについて説明。

(令和6年度選定状況について)

事務局から令和6年度選定状況について説明。

委員 1団体の応募しかないところについて、応募団体が増えるべく何らかの取り組み・投げかけが必要かと思われるが、どのようにお考えか。

事務局 複数の団体から手が挙がり、競争性のある中で決定することが望ましいと考えている。事業者の理解促進や参入意欲の向上を図るため、選定の前年度に民間事業者を対象としたサウンディングを行っているが、福祉系の施設は専門性が高いところもあり、サウンディングにおいても参加者が集まりにくい状況にある。今後もサウンディング含めた競争性を高める取り組みを検討していく。

委員 非公募の中央市民センター・めばえ学園は、選定方法が前回公募から今回非公募となっているが、非公募となった理由を伺いたい。

事務局 中央市民センターは、来年度から建て替えを予定しており、年度途中で閉鎖することとなる。そのため、指定期間が短いことに加え、工事業者との調整等もあることから、これまでの運営事業者を指定する方が効率的であると考え、非公募としたもの。めばえ学園については、利用者の安心等踏まえると、現事業者が継続して管理することが望ましいと所管局で判断し、非公募としたもの。

委員 各選定施設の評価点にばらつきがみられる。施設によっては大きく異なっているものもあるが。

事務局 評価点の設定は施設毎に行っており、各施設で重視する分野に配点を大きくするなどした結果、評価点にばらつきが生じている。そのため、得点率を記載することで、横並びで比較できるように記載している。

委員 選定評価は施設独自で行っているということか。また、選定委員会の組織・委員はどのような形で選ばれているか。

事務局 選定は各施設でそれぞれ選定委員会を設置し、評価・選定を行っている。委員については、施設ごとに必要な機能を判断いただけるような有識者が選ばれている。

委員 毎年度の施設の評価についてはどのように行っているのか。

事務局 各施設で実施した自己評価を踏まえ、施設所管課が市としての評価を行っている。市の評価について、各施設の選定委員会に諮り、いただいた意見等を踏まえ、最終的な評価としている。

委員 事業者ごとに得意分野・その事業者しかできないことがあると思いながら、得点率で比べるしかないと思いながら拝見していた。

委員 指定管理者が変わったのはヨットハーバーのみか。

事務局 そのとおりである。

委員 苦情申し立てができるという周知はどのようにされているか。

事務局 募集要項で周知している。

(指定管理者の評価について)

事務局から指定管理者の評価について説明。

委員 指定管理者評価について評価委員はどのような根拠に基づいて判断されているか。

事務局 施設・市の評価シートを元に評価についての確認を行っているところである。

委員 施設のヒアリングは実施しているか。

事務局 ヒアリングや利用者アンケート等を実施している。

委員 アンケートの実施方法は。

事務局 施設にアンケート用紙を設置し、投函していただくような形だ。

委員 利用者アンケート週間を設けると、全体像が見えてくる。苦情はどうしても一人の声が大きくなり、マイナスの要因になってしまうことがある。週間で実施すると、評価の際に評価委員の高評価の対象になるのでは。

(その他意見等)

委員 苦情申し立てが起きた場合、委員に対してどのようなタイミングで報告があるか。

事務局 結果の通知を対象者が確認し10日以内に申立てがされる形になる。まずは所管課が内容を確認し、5日以内に各施設の選定委員への意見聴取した上で対象者に回答をする。その後、再苦情の申し立てがなされれば、50日以内に本委員会に諮り、回答を行うこととなる。苦情の申し立てがなされた場合には、最初の選定委員会への意見聴取の段階で、委員の皆様へ情報共有し、期限内での決定ができるようにと考えている。

委員 現状、本委員会の前段階の申立てや選定委員会への意見聴取はあるか。

事務局 点数や選定の考え方等のお尋ねはあったが、手続きに瑕疵があるといったような申立ては今のところない。

委員 対象者から申立てがあり選定委員会への意見聴取の段階で、事前に連絡をいただけるので準備期間があるということによろしいか。

事務局 そのとおりである。